

An orange flag with a white border and a white pole, pointing to the right.

第6章 計画の推進

1 計画の推進



本計画が基本理念として掲げる「子どもにやさしいまち」は、市のみで実現できるものではありません。市民、家庭、子どもに関わる施設、地域、事業者、市など、社会全体が連携し、それぞれの立場で何ができるかを考え、実践していくことにより実現します。

それぞれの主体が役割を認識し、共通の目標のもとで、共に行動に移していけるように、市民や関係機関と連携しながら計画を推進していきます。

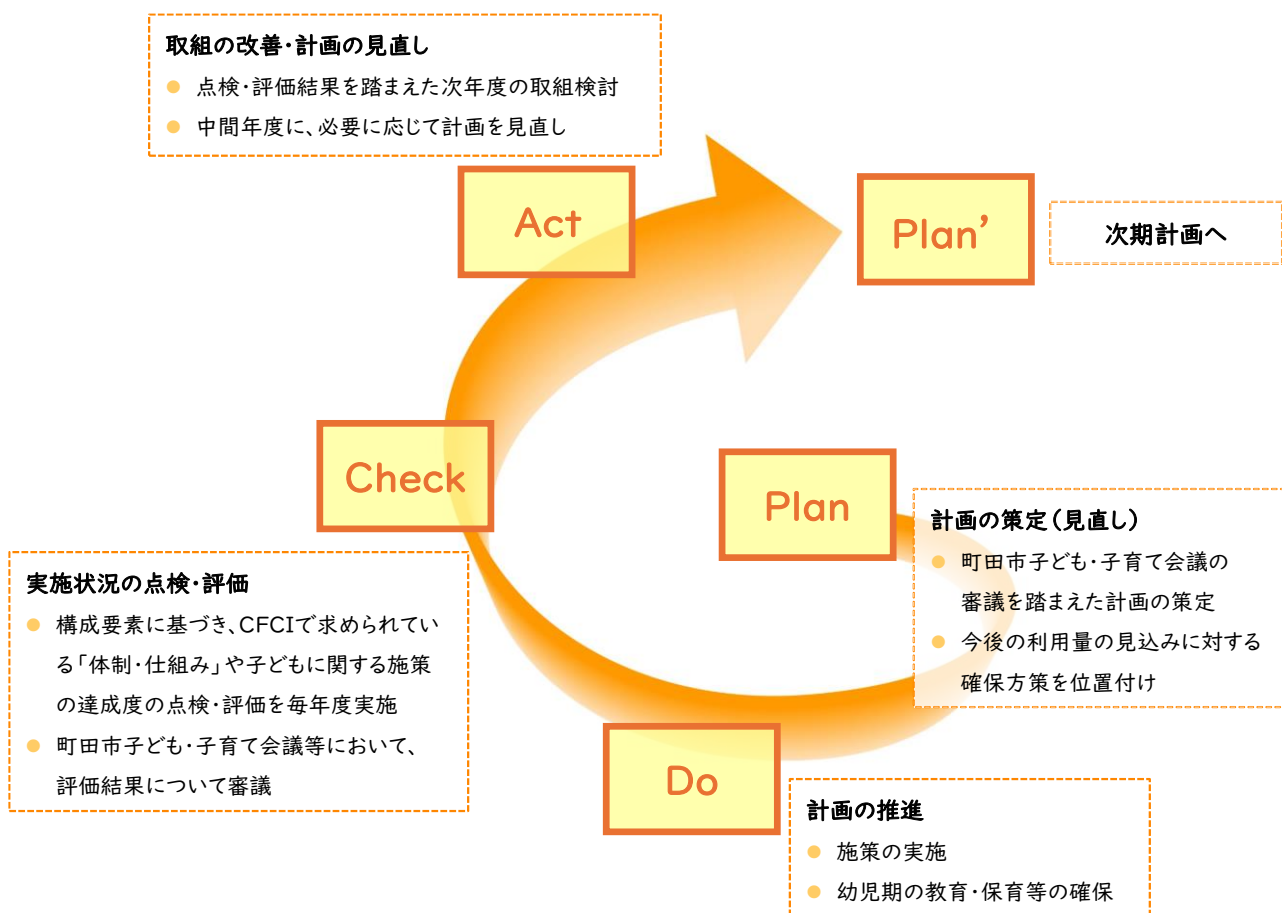
■各主体の役割

市民	市民は、子どもが社会性を育む場所である「地域」を支える住民です。子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに成長できるように、子どもがありのままの自分であることができる場所や多様な人と触れ合える環境づくりに取り組むことが求められています。
家庭	家庭は子どもが健やかに育つために最も重要な場であり、保護者は子どもにとって最も身近で重要な責任を持つ大人です。子どもにとっての最善の利益は何かを考え、子どもの声を聴き尊重し、行動することが重要です。
子どもに関わる施設	保育所・学校・子どもセンター・学童保育クラブ・冒険遊び場などの子どもに関する施設は、子どもが学び・体験・遊び等を通じて成長する場です。施設関係者は子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりや、様々な体験を通して成長していけるように支援する必要があります。また、子どもが悩みなどの困難にぶつかったときに、子どもが自分の力で乗り越え、自分の足で人生を歩んでいけるように、そして子どもが失敗や過ちを犯してもやり直し、成長できるように支援することが求められています。
地域	地域は子どもが社会性を育む場であり、また子どもや家庭が生活する場です。地域の住民はすべての子どもが健やかに成長できるように、地域の団体、NPO、子育てサークル、子育て支援従事者など多様な主体が連携して子どもを支援することが重要です。また、市と一緒に子育てしやすい環境をつくり、守ることが求められています。
事業者	事業者は子育て中の従業者が子育てと仕事を両立できるように、子育てしやすい職場環境をつくれます。また、事業活動が「子どもの権利」の侵害につながらないように適切な配慮を行うことが求められています。
市	市は「子どもにやさしいまち」を実現するために各主体と連携して子どものための施策を行います。また、各主体がそれぞれの役割を果たせるように、必要な支援をすることが求められています。

2 計画の進行管理



本計画を効率的に推進していくために、「PDCAサイクル」を活用し、毎年度、各事業の進捗評価、改善を通して、計画の進行管理を図ります。



（１）計画の評価

本計画から始める新たな取組として、計画の評価にユニセフの「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」における評価項目を取り入れます。CFCIは、世界的な活動であり、本市はユニセフから承認を受けている全国6自治体のうちの1市です。市の子ども施策の評価に、グローバルスタンダードな評価基準を取り入れることで、「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。

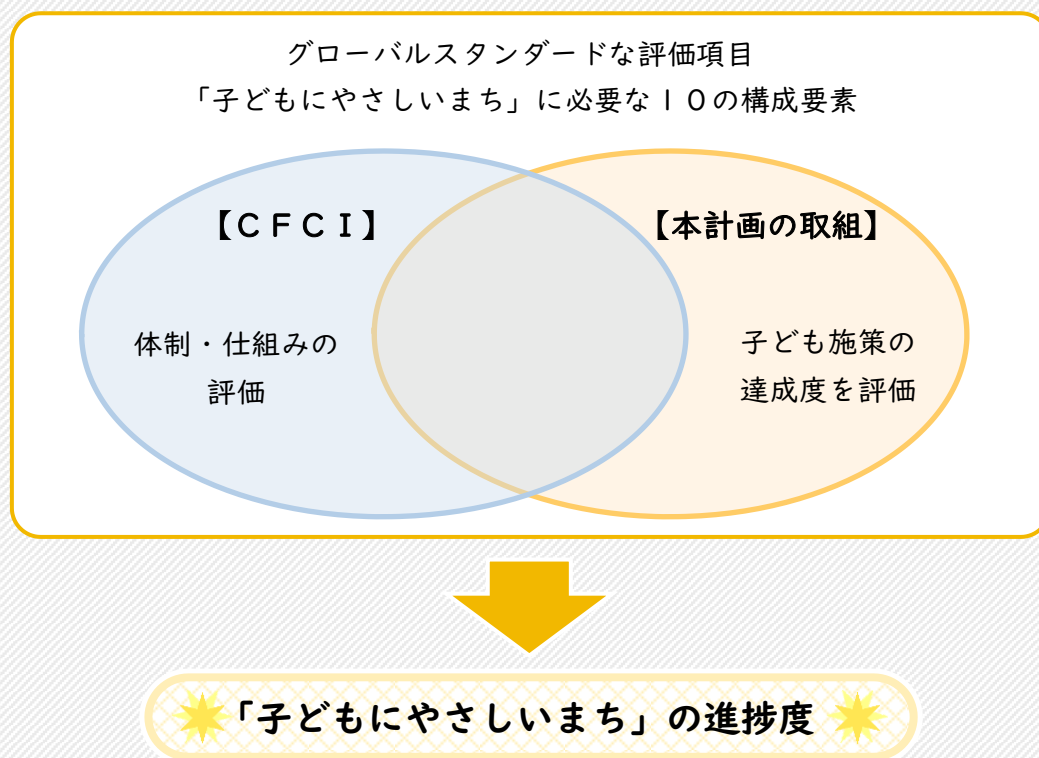
CFCIが自治体に求めている取組の体制や仕組みの充足度と、子どもに関する施策の達成度を、CFCIが定める「子どもにやさしいまち」に必要な10項目の構成要素に基づき一体的に評価をすることで、本市の「子どもにやさしいまち」の進捗度とバランスを示します。これにより、重点的に取り組む必要がある要素を明確にすることができ、より効果的・効率的に「子どもにやさしいまち」の実現を目指すことができます。

■ 「子どもにやさしいまち」に必要な10の構成要素

①子どもの参画の推進	⑥予算配分
②条例・規則等の制定	⑦モニタリング
③子どもにやさしいまちづくり戦略計画	⑧子どもの人権の広報活動
④子ども施策推進部署の実施体制	⑨独立支援組織の設置・支援
⑤施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	⑩子どもの居場所づくり

※ユニセフは①～⑨の9項目を構成要素として掲げている。10項目目は各自治体で各々設定。
本市は「子どもの居場所づくり」としている。

■ 計画の評価のイメージ



(2) 計画の評価方法

① 体制・仕組みの評価

「子どもの権利」の実現に取り組む体制・仕組みについては、ユニセフが提示するC F C Iの評価基準を参考に、町田市版子どもにやさしいまちチェックリストを作成・活用し、評価しています。

町田市版子どもにやさしいまちチェックリストとは、10項目の構成要素、52のチェック項目、行動事例^{※13}（参照：下記「町田市版子どもにやさしいまちチェックリスト（2024年度時点）（抜粋）」）で構成されており、本市の状況を行動事例に当てはめることで、「体制・仕組み」の観点から本市の「子どもにやさしいまち」の進捗度を評価することができます。

■町田市版子どもにやさしいまちチェックリスト（2024年度時点）（抜粋）

構成要素	チェック項目	行動事例
①	行政活動全体にわたって、「子どもの権利条約」12条（子どもが意見を表す権利を持つこと）の原則が反映される仕組みを有しているか	◎展開する事業全般にわたり、子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在し、上位計画に位置づけられている。 ○展開する一部事業で、子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在し、上位計画に位置づけられている。 ×子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在しない。

② 子ども施策の達成度の評価

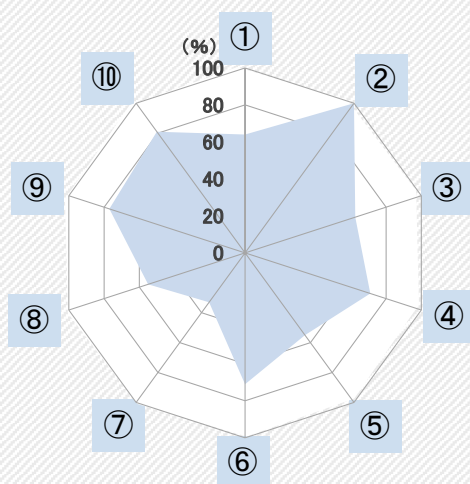
子どもに関する施策の達成度は、本計画のそれぞれの取組に設定された指標と目標値に対する、達成状況により評価します。これによって、具体的な施策に対する取組状況の観点から本市の「子どもにやさしいまち」の進捗度を評価することができます。

※13 「ユニセフ日本型C F C（子どもにやさしいまち）モデル」の標準となる行動事例。

③ 「子どもにやさしいまち」の進捗度とバランスの可視化

本計画の取組を10項目の構成要素と紐づけることで、構成要素ごとの本市の「体制・仕組み」と「子ども施策の達成度」を評価することができます。そして、その結果をレーダーチャートにすることにより、本市の「子どもにやさしいまち」の進捗度とバランスを可視化し、本市が重点的に取り組む必要がある項目を明確にします。

■「子どもにやさしいまち」の進捗度とバランスの可視化イメージ（レーダーチャート）



■「子どもにやさしいまち」に必要な10の構成要素（再掲）

①子どもの参画の推進	⑥予算配分
②条例・規則等の制定	⑦モニタリング
③子どもにやさしいまちづくり戦略計画	⑧子どもの人権の広報活動
④子ども施策推進部署の実施体制	⑨独立支援組織の設置・支援
⑤施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	⑩子どもの居場所づくり

④ 評価方法

- i 町田市版子どもにやさしいまちチェックリストで「体制・仕組み」を評価
- ii 本計画の第4章に掲載している子ども施策の達成度を進捗状況で評価
- iii 本計画の取組を構成要素に紐づける
- iv 構成要素ごとの評価をグラフ化し、進捗度とバランスを可視化



3 推進体制



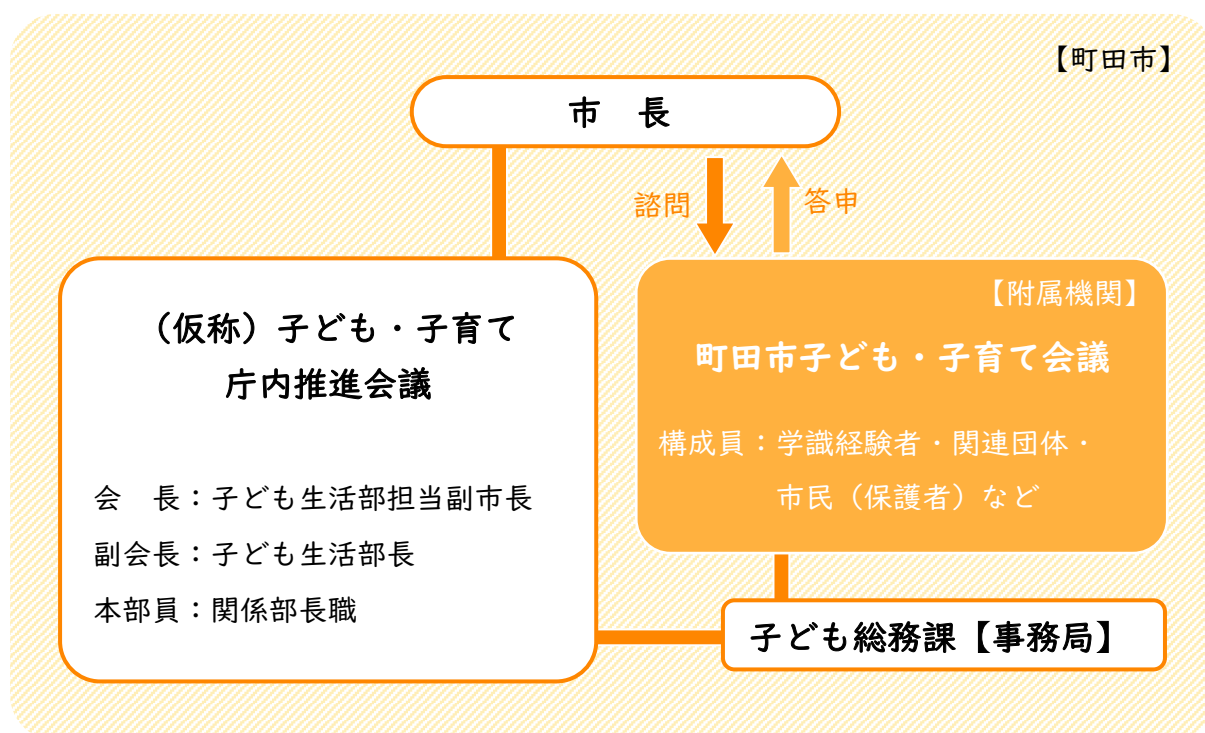
「子どもにやさしいまち」を着実に推進していくためには、評価結果を基に重点的に取り組む必要がある項目を明確にし、足りない点を改善していく必要があります。

評価については、専門的、市民の見地から客観的な評価を受け、視野を広く持つことが重要であるため、外部の有識者や関連団体、市民（保護者）などで構成された附属機関である「町田市子ども・子育て会議」により、評価結果について審議を行い、答申を受けます。答申内容を基に、市は改善や見直し等の対応策の検討を行います。

改善や見直しを行うにあたっては、市内のすべての部署が共通認識を持ち、組織横断的に課題解決に向けた取組を進めることが必要であるため、関係各部署により構成される「（仮称）子ども・子育て市内推進会議」の立ち上げを検討します。

市のすべての取組において「子どもにやさしいまち」の実現に向けた視点を持ち、全庁的に本計画を推進します。

■ 計画の推進体制



4 計画の進行状況の公表



計画の進行状況について、実施状況の点検・評価・改善結果を町田市子ども・子育て会議の審議を経た後、毎年度、市のホームページで市民にわかりやすく公表します。公表することにより、市民や関係機関への周知に努めます。